

市民意見を募集します！



ケーリング・オフマン

新しい「京都市消費生活基本計画」(第2次計画)

— 計画素案について御意見をお寄せください —

【募集期間】

平成22年8月25日(水)から

平成22年9月24日(金)まで

[必着]

「京都市消費生活基本計画」は、消費生活の安心・安全にかかわる消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。

平成18年に本市として初めて策定した消費生活基本計画(第1次計画)の計画期間(5年間)が終了するため、平成23年度から取り組む新たな消費生活基本計画(第2次計画)について、この度、「京都市消費生活基本計画素案」として取りまとめました。

そこで、この素案について、市民の皆様から御意見を募集することと致します。皆様からの貴重な御意見をお待ちしています。



第1次計画から第2次計画へ ～見直しのポイント～

第2次計画は、平成18年度から平成22年度までの第1次計画に引き続き、消費者権の実現を図り、安心・安全な消費生活を目指すことを基本的な視点としています。

基本的な視点は変わっていませんが、第2次計画は、次の2つの視点から見直しを行い、施策を推進します。

☆「融合」の視点

暮らしの総合行政として、「融合」の視点から行政の縦割りの弊害を廃し、計画を着実に推進するための庁内横断的な組織の在り方について検討

- 消費生活行政にかかわる局・区等で構成する「消費生活行政推進会議」の活性化により機動的・横断的な取組を推進
- 「食の安心」に関しては、京都市食の安全安心条例に基づく施策の推進に当たり緊密に連携

☆「共汗」の視点

消費者や事業者、関係団体、関係機関との連携、協働により、「共汗」の視点から施策を推進

- 事業の共催や企画段階からの協働等、消費者や消費者団体、事業者や事業者団体、大学等関係機関や学生との連携、協力を強化



市民の皆様と共に感じ(共感)、共に汗して、知恵と力を合わせて行動します。

計画期間は・・・

平成23年度から平成32年度までの10年間[※]です。

※ 上位計画である「京都市基本計画」と同じ期間です。

第2次計画では、例えば、次のような取組を進めます。

(順不同。施策一覧は4、5ページに掲載)

相談機能の強化と相談しやすい環境の整備

- ・ 消費生活専門相談員の更なるスキル・アップ
- ・ 相談窓口の効果的な周知
- ・ 相談時間の拡充等の検討

取引行為に関する制度の検討

- ・ 消費者が依頼や希望をしていないにもかかわらず、事業者が訪問や電話等により取引の勧誘を行う「不招請勧誘」への対応等の検討

商品等に関する情報の適正化に向けた指導等の推進

- ・ 食品衛生法その他の法令に基づく事業者指導等の確実な実施

身近な生活圏を支える事業者等への支援

- ・ 消費者の日々の暮らしや地域コミュニティを支えている身近な商店街等の振興

消費者被害を防止する身近な支援の仕組みづくり

- ・ 悪質商法の被害や商品等の危害情報について、情報を必要としている消費者に確実に届けるための見守りの仕組みづくりの推進

消費者教育の強化

- ・ ライフステージに応じた消費者教育の推進
- ・ 出前講座の開催等、様々な学習機会の提供
- ・ 様々な媒体を用いた情報の発信

未来へつなぐ消費生活

- ・ 次世代の消費生活を見据えて行動する消費者の育成
- ・ 消費者意見の反映と、消費者による活動の促進
- ・ 消費者及び事業者が共に市民として取り組む基盤づくり

次の仕組みで、着実に推進します。

本市の推進体制

- ・ 関係局、区等で構成する「消費生活行政推進会議」の機動的かつ効果的な運営

関係機関や消費者団体、事業者団体との連携

- ・ 消費者庁をはじめ、国、京都府等の関係機関と緊密に連携
- ・ 消費者、事業者及び関係団体と行政との協働の推進

施策の実施状況等の点検、評価、公表

- ・ 年度ごとの実施状況の取りまとめ及び公表
- ・ 重点課題抽出及び実施計画による推進

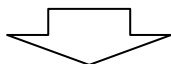
施策一覧

基本方針1

消費生活の安心・安全

(背景)

- 商品・サービスそのものに対する不信・不安の増大
- 購入後の商品等の安全性の低下
- 賞味期限や産地等の表示偽装の多発，表示への不信感の増大
- 地域商店街の衰退による日常の消費生活の崩壊 など



施策目標1 安全な消費生活環境の確保

施策の方向(1) 安全な商品等の確保

- ① 商品等の安全性の確保
- ② 使い，住み続けるための安全性の確保

施策目標2 商品等を適切に選択できる環境の整備

施策の方向(2) 商品等に関する情報の適正化

- ③ 情報の適正化に向けた指導等の推進
- ④ 消費生活条例に基づく情報の適正化の推進

施策の方向(3) 商品等の安定的な供給の確保

- ⑤ 身近な生活圏を支える事業者等への支援
- ⑥ 生活必需品の安定供給と適正な価格形成の確保



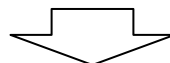
4つの基本方針で
施策を構成しました。

基本方針2

消費者被害の救済及び防止

(背景)

- 高齢者や若年者をねらった深刻な消費者被害の発生
- コミュニティで孤立した消費者被害の潜在化
- 必要な情報に到達できない消費者の増加
- 消費生活相談内容の高度化・複雑化 など



施策目標3 消費者被害の救済

施策の方向(4) 被害の救済のための機能強化

- ⑦ 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備
- ⑧ 相談内容の高度化への対応

施策の方向(5) 各種相談事業の実施及び連携の強化

- ⑨ 各種相談事業の実施
- ⑩ 様々な相談窓口との連携の強化

施策目標4 消費者被害の防止

施策の方向(6) 不適正な取引行為への対応

- ⑪ 事業者に対する指導等の強化
- ⑫ 適正な取引行為の徹底
- ⑬ 取引行為に関する制度の検討

施策の方向(7) 消費者被害を防止する仕組みづくり

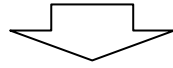
- ⑭ 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等
- ⑮ 関係機関，団体との連携の推進
- ⑯ 身近な支援の仕組みづくり

基本方針3

消費者の自立支援

(背景)

- 携帯電話の普及や成人年齢問題等、
トラブル低年齢化への懸念
- 悪質事業者による新たな手口との
競争 など



施策目標5 消費者力の向上

施策の方向(8) 消費者の生活力向上
のための学習機会の提供

- ⑰ 児童、生徒等への消費者教育
の推進
- ⑱ 消費生活のトラブル防止のため
の学習機会の提供

施策の方向(9) 情報提供の推進及び
学習活動への支援

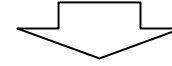
- ⑲ 様々な媒体を用いた情報の
発信
- ⑳ 拠点施設等における学習活動
への支援

基本方針4

京都から始める未来へつなぐ消費生活

(背景)

- 消費生活を脅かす深刻な環境問題
- 消費者の社会的責任の認識の希薄さ
など



施策目標6 新たな消費生活モデル の形成

施策の方向(10) 地球市民の視点に
立った消費者の育成

- ⑳ 食に関する学習機会の提供
- ㉑ 環境に配慮した消費者行動
の促進

施策の方向(11) 消費者、事業者が
共に行動する基盤づくり

- ㉒ 消費者意見の反映及び行動
する消費者の育成

計画は、推進する仕組み
も大切です。



クーリング・オフマンの Q & A コーナー

Q：計画って、作るだけで「終わり」になりませんか？

A：そうならないためには、きちんと推進状況を見ていく必要があります、むしろ、作った後、どのように推進していくかが大切です。

そのため、この計画では、毎年度、施策の推進状況を点検して、取組が不十分と考えられる場合には、事業の実施方法の見直しや新規事業等により、強化を図ることとしています。

Q：計画期間の10年って、長くないですか？

A：この計画には、消費生活に関する事業等を展開するための基本的な施策を掲げています。新たな課題の発生等、短期集中的、重点的に取り組む必要がある課題には、実施計画を作り、事業等を見直しを行って対応します。

なお、社会状況の変化等によって、施策レベルで見直しが必要となる場合には、基本計画そのものを見直しを行います。

お寄せください！ あなたの御意見

このパンフレットを御覧になって・・・

例えば

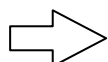
- ・ 消費生活行政で、もっと取り組んでほしいこと
- ・ 施策項目に関して、特に力を入れてほしいこと
- ・ 御覧になられた感想 など

計画素案を御覧ください

このパンフレットは、計画素案の概要をまとめたものです。

関心を持たれた方は、是非、計画素案を御覧いただき、より具体的な御意見をお出してください。

〔 計画素案は、A4判で、本文22ページ、参考資料3ページです。 〕



市民総合相談課のホームページに掲載しています。

(ホームページアドレス) http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

《紙の文書で御覧になりたい方》

⇒ 市民総合相談課（市民生活センター）、市役所情報公開コーナーで配布します。

応募方法

7、8ページの記入用紙又はA4判の紙（任意書式）をFAX又は郵送等で送付いただくか、直接、市民総合相談課へ提出してください。

市民総合相談課ホームページの送信フォームに記入し、送信することもできます。

- ★ 御意見、御提案等は、後日、その概要及び御意見等に対する本市の考え方を取りまとめ、ホームページ等で公開する予定です（氏名等は公表しません。）。
- ★ 御意見等に対する個別の回答は行いませんので、御了承ください。

【募集期間】 平成22年8月25日（水）～平成22年9月24日（金）〔必着〕

【問い合わせ先・送付先】 〒604-8186 中京区烏丸御池東南角
アーバネックス御池ビル西館4階（市民生活センター）

京都市 市民総合相談課 市民意見募集担当

電話：075 - 256 - 1110 FAX：075-256-0801

Blank lined area for writing.

御記入ありがとうございました。

募集期間は、平成22年9月24日（金）〔必着〕までです。

